緊急事態宣言の解除に伴う部活動の取扱いについて（通知）

 日頃から部活動の推進に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。 緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応については、令和３年９月 28 日付３教総総第1445 号により示したところですが、部活動の実施に関して、下記のとおり改めて周知いたします。

記

 １ 部活動の実施における基本的な考え方

校長の責任の下、（１）～（６）のとおり、部活動を取扱うこと。

（１）感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、 接触等を伴う活動等において、**可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。**

（２）実施に当たっては、都教育委員会の運動部及び文化部の「**部活動の在り方に関する方針」に則り、次の点を必ず遵守すること。**

 ア 活動時間については、長くとも平日では２時間程度、週休日（祝日等を含む。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 休養日を、週当たり２日以上設け（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日

を休養日とし、休養日を確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）、休養及び

睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、健康管理を徹底する。

（３）都県をまたぐ大会への出場については、全国大会等への出場を除き、不可とする。 （４）大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等、定期演奏会等に伴う練

習は可とし、実施する場合には、生徒の健康観察を確実に行う等、感染症対策を徹底する。

（５）大会等出場や、定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に留意すること。

 ア 各学校において、保護者に対し、大会等出場や、定期演奏会等の実施に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の参加同意書を得る。

 イ 参加予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等がないことを確認する。 開催日を起算日として 14 日前から、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和 ３年３月５日付２教総総第 2566 号添付の別紙１「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」 及び別紙２「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を準用して、作成・管理する。

 ウ 宿泊を伴う大会等に参加する場合には、別紙１を所管の学校経営支援センターに必ず提出する。

エ 緊急時には保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

（６）吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等については、校長の責任の下、感染リスクを検討の上、実 施の可否を判断すること。実施する場合は、次の事項に留意すること。

ア 定期演奏会等開催のための準備に卒業生や保護者は参加させない。

イ 定期演奏会等開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信としたり、保護者 のみの参観としたりするなどの工夫を行う。

ウ 外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイ ルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

２ 部活動の実施に当たっての配慮事項

（１）プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声をしない、プレー 終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うことを徹底するとともに、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を講じる。

（２）部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

（３）顧問、外部指導者においても、不織布マスクを必ず着用して指導する等、感染症対策を徹底する。

（４）卒業生等については、学校の規定による感染症対策を徹底できていないことが想定されるため、参加を認めない。（報償費支払いの対象となる外部指導員は除く。）

３ その他

（１）部活動における練習の内容及び方法などに関する計画を作成するなどして、引き続き、生徒が 自主的・自発的かつ連帯感をもって取り組むことができるよう工夫し、心身の健康を保持・増進するよう指導する。

（２）部活動の実施に当たり、判断が難しい場合は、担当まで相談する。

（３）リバウンド防止措置期間（令和３年 10 月１日から 10 月 24 日まで）後の部活動の取扱いについては、改めて通知する。